

第2回 益田圏域県管理河川に関する減災対策協議会 議事概要

1. 日 時 : 平成29年12月8日(金) 10:00~11:30

2. 場 所 : 益田市市民学習センター 2階 202会議室

3. 出 席 者

(協議会委員)

益田市 : 益田市長
津和野町 : 津和野町長(代理 副町長)
吉賀町 : 吉賀町長(代理 総務課主幹)
国土交通省 : 浜田河川国道事務所長(代理 副所長)
気象庁 : 松江地方気象台長
島根県 : 益田県土整備事務所長
島根県 : 津和野土木事業所長(代理 調整監)

(オブザーバー)

国土交通省 : 中国地方整備局河川部
島根県 : 土木部河川課

4. 出席者紹介

5. 挨拶 : 益田県土整備事務所長

6. 経過説明

担当者会議および第2回幹事会の報告

7. 議事

- 1) 「益田圏域県管理河川に関する減災対策協議会規約」の改正について
- 2) 「益田圏域県管理河川に関する減災に向けた地域の取組方針(案)」について
 - (1) 「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画について
 - (2) 地域の取組方針(案)について

8. 議事結果

規約改正(案)、地域の取組方針(案)について協議会構成員の賛同を頂いた。

9. 意見交換概要

【益田県土整備事務所長】

島根県が「想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図の作成・周知」を行うとなっており公表もするわけであるが、公表までは市や町に何も示さないのか、あるいは作業段階において市町へ情報提供を行うのか？

【河川課】

公表までに情報提供や協議を行っていくことで市や町と話をしている。

現在、洪水浸水想定区域図作成の作業中であるが、今後、大まかな形が出来上がれば、随時、市や町の担当者と協議を行っていく。

【益田県土整備事務所長】

島根県が作成した洪水浸水想定区域図を利用して市町でハザードマップを作成するわけであるが、洪水浸水想定区域図の作成時期と市町がハザードマップを完成させる時期にズレがあるのはなぜか？ 特に、益田川などは、同じ年度となっているがハザードマップの作成は可能なのか？

洪水浸水想定区域図の完成時期			ハザードマップの完成時期	
益田川 (益田市)	平成 30 年度	ズレ ↔	益田市	平成 30 年度末
津和野川 (津和野町)	平成 29 年度	ズレ ↔	津和野町	平成 31 年度末
高津川 (吉賀町)	平成 29 年度	ズレ ↔	吉賀町	平成 32 年度末

【事務局、河川課】

益田市には益田川の洪水浸水想定区域図を平成 30 年度の出水期までに完成させることで話をしており、益田市では出水期以降からハザードマップ作成の作業を開始して年度内に完成させる予定としている。

また、津和野町・吉賀町については、土砂災害の関係もハザードマップに取り込む予定としており、レッドゾーンの指定などのスケジュールや市町の事情を踏まえて完成目標時期を決めている。

【益田県土整備事務所長】

取組方針の 13 項目全体について、協議会あるいは幹事会が、どの段階でどう関わっていくのか？

【事務局】

毎年、出水期前には協議会を開催して取り組みのフォローアップを行って行く。

また、協議会の前には、幹事会を開催して取り組みの進捗状況を確認していくこととしている。

さらに、事務局としては、市町の担当者と連絡をとりながら、個別の項目の活動が停滞しないように、随時、支援などを行っていきたいと考えている。